

# 山本浄水場運転管理外業務委託

## 一般仕様書

令和 7 年 1 月

宇佐市 建設水道部 上下水道課

(宇佐市水道事業)

## 第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本仕様書は、発注者が管理する山本浄水場及び鷹栖取水場（以下、「浄水場等」という。）

天津浄水場、北馬城浄水場、上麻生浄水場（低区及び高区含む）及び下麻生浄水場（以下、「宇佐地域 旧簡易水道施設等」）の運転業務を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、安全で安定した水道水の供給を図るために必要な仕様を定めるものである。

また、来鉢前処理施設、土岩屋浄水場、景平浄水場、原口ボーリング場、岡浄水場、岡高区配水池、奥鍋浄水場、定別当ボーリング場、諸趾垣配水池、日岳浄水場、大重見ボーリング場（以下、「院内地域 旧簡易水道施設等」）の薬品補充および調整業務を円滑に行い、水質の維持を図るために必要な仕様を定めるものである。

(業務の履行)

第 2 条 受注者は、浄水場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受注者の責任においてこれを満足しなければならない。

2 受注者は、本業務の履行にあたり、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法など、関係法令、関係規則などを遵守しなければならない。

(業務の委託期間)

第 3 条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(業務管理)

第 4 条 受注者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受注者は労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。

3 受注者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 受注者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び浄水処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急出動・連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。なお、緊急出動・連絡体制については、予め発注者に届け出ること。

(調査職員の選任及び職務)

第 5 条 発注者は調査職員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受注者に通知する。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員の権限は、次のとおりとする。

(1) 契約の履行について総括責任者との協議。

(2) 業務履行計画書、業務実施計画書の承諾又は協議

(3) 業務検査及び監督

(総括責任者の選任及び職務)

第 6 条 受注者は総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に通知する。

また、総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 現場の責任者として、受注者従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 契約書、一般仕様書、特記仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、調査職員と密接な連絡をとり、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(副総括責任者の選任)

第 7 条 受注者は総括責任者の職務を代務する副総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に通知する。副総括責任者を変更したときも同様とする。

(業務従事者の能力)

第 8 条 業務に従事する者の能力などに関する事項は、特記仕様書に定めるものとする。

(業務履行計画書)

第 9 条 業務履行計画書は、特記仕様書第 5 条に定めるとおりとし、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。  
業務方針及び業務の概要
- (2) 業務組織に関すること。  
業務組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務計画に関すること。  
年間業務計画表（運転管理・保守点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること。  
業務方法・要領及び運転指標、保守点検（周期、項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること。  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 緊急時マニュアルに関すること。
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

(業務実施計画及び業務完了報告)

第 10 条 受注者は、当該月の業務履行に関する実施計画（以下、「月間業務実施計画書」という。）を提出しなければならない。

- 2 月間業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度調査職員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
- 3 受注者は、月間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、業務完了報告（以下、「月間業務完了報告」という。）を提出しなければならない。
- 4 受注者は、業務報告を行うに当たり、総括責任者と同等の資格を有する照査技術者を設置し、事前に社内検査を行うこと。照査技術者は、総括責任者と兼任することはできない。照査技術者を設置した際には書面にて発注者へ通知すること。

(業務報告等の整備)

第11条 受注者は、本仕様書「第3章」に定めるところにより運転監視、保守点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

2 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、調査職員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受注者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(安全衛生管理)

第12条 受注者は、業務の実施に当たり守らなければならない安全衛生に関する事項を定めなければならない。

2 受注者は、委託業務に従事する全ての従業員に対し、水道法第21条及び同法施行規則第16条に定める健康診断を行い、その結果を実施の都度発注者に提出しなければならない。

(保安管理)

第13条 受注者は、浄水場等における人畜などの侵入による不測の事態を防止するため、人畜侵入防止設備を点検するとともに、施錠を励行し、異常を発見した場合には直ちに発注者に連絡するものとする。

(火災の防止)

第14条 受注者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、火器の適正な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

(教育及び訓練)

第15条 受注者は、運転監視、日常点検、保守点検、保安管理等、業務遂行に従事する者に対して、浄水場等の安全衛生に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受注者は、業務遂行に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(貸与品)

第16条 受注者が、業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は貸与する。

2 貸与品については、台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、粉失等があった場合には受注者が弁償しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第17条 受注者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、発注者の許可を受けるとともに、受注者の責任において管理を行わなければならない。

2 事務室等の使用期間中、受注者の責任で汚損等があった場合は、受注者の負担とする。

(整理整頓)

第18条 受注者は、業務履行に係る場所の清掃及び物品等の整理整頓を励行し、清潔に努めなければならない。

(浄水場等の一般管理)

第19条 受注者は、水道法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄水場等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について、発注者と打合せ・協議等を行った場合は、その内容を議事録として整理し、発注者に提出するものとする。

## 第2章 業務範囲及び業務内容

(委託施設)

第20条 受注者が委託管理する施設は、次のものである。

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 浄水場等                       | 院内地域 旧簡易水道施設   |
| (1) 山本浄水場施設                | (7) 来鉢前処理施設    |
| (2) 鷹栖取水場施設                | (8) 土岩屋浄水場     |
| 宇佐地域 旧簡易水道施設               | (9) 景平浄水場      |
| (3) 天津浄水場施設                | (10) 原口ボ－リング場  |
| (4) 北馬城浄水場施設               | (11) 岡浄水場      |
| (5) 下麻生浄水場施設               | (12) 岡高区配水池    |
| (6) 上麻生浄水場施設<br>(低区及び高区含む) | (13) 奥鍋浄水場     |
|                            | (14) 定別当ボ－リング場 |
|                            | (15) 諸趾垣配水池    |
|                            | (16) 日岳浄水場     |
|                            | (17) 大重見ボ－リング場 |

(浄水場等に関する委託業務)

第21条 受託者に委託する業務の主な内容は、次の各項に掲げるとおりとする。

### 2 運転監視操作業務

- (1) 膜ろ過管理棟中央制御室での浄水場等の各種機器の運転監視及び操作
- (2) 浄水場等の現場確認及び操作
- (3) 浄水場等の各種機器の日常点検・巡視点検
- (4) 浄水場等の保安巡視
- (5) 浄水場内の日常清掃及び草刈等
- (6) 水道施設の整備に伴う運転操作の変更など
- (7) 上記に関する記録、報告及び保管

### 3 保守点検業務

- (1) 浄水場等の設備機器の定期点検及びメーカー点検（メーカー点検内容は特記仕様書別紙・1に記載する。）
- (2) 浄水場等設備機器の簡易な補修
- (3) 上記に関する記録、報告及び保管

### 4 水質検査業務

- (1) 浄水場の毎日水質検査（検査項目は特記仕様書別紙―3に記載する。）
- (2) 水質計器盤及び測定器具の校正
- (3) 上記に関する記録、報告及び保管

### 5 膜ろ過装置の薬品洗浄業務

- (1) 薬品（酸および次亜）を使用した膜ろ過装置の洗浄業務

(2) 洗浄に使用した廃薬液の処分

6 薬品調達および管理

(1) 浄水場で使用する薬品（PAC・次亜・活性炭・硫酸・苛性ソーダ）の調達

(2) 薬品の管理及び受け入れ立会い

7 排泥作業及び排水処理施設の管理

(1) 定期的及び不定期な排泥作業

(2) 排泥作業後の汚泥の管理

(3) 汚泥の処分及び搬出に係る立会い

(4) 上記に関する記録、報告及び保管

8 取水場の管理

(1) 定期的及び不定期な排砂作業

(2) 上記に関する記録、報告及び保管

9 緊急時対応及び臨機の措置

(1) 水質異常及び施設、設備機器類の故障時の対応

(2) 薬品漏れ、誤作業等による化学反応等の対応

(3) 台風、地震などの災害及び火災時の対応

(4) その他の異常事態

(5) 上記に関する記録、報告及び保管

(旧簡易水道施設に関する委託業務)

第22条 受注者に委託する業務の主な内容は、次の各項に掲げるとおりとする。

宇佐地域 旧簡易水道施設とは、第20条に列挙する施設のうち(3)～(6)を指す。

院内地域 旧簡易水道施設とは、第20条に列挙する施設のうち(7)～(17)を指す。

2 宇佐地域 旧簡易水道施設 運転・監視操作業務

(1) 各種機器の運転監視

(2) 現場確認及び操作

(3) 水道施設の整備に伴う運転操作の変更など

(4) 上記に関する記録、報告及び保管

3 宇佐地域 旧簡易水道施設 保守点検業務

(1) 月例点検及び計装機器の精密検査（点検内容は特記仕様書別紙-2に記載する。）

(2) 上記に関する記録、報告及び保管

4 宇佐地域 旧簡易水道施設 薬品調達および管理

(1) 薬品（次亜、PAC）の補充

5 宇佐地域 旧簡易水道施設 緊急時対応及び臨機の措置

(1) 水質異常及び施設、設備機器類の故障時の対応

(2) 薬品漏れ、誤作業等による化学反応等の対応

(3) 台風、地震などの災害及び火災時の対応

(4) その他の異常事態

(5) 上記に関する記録、報告及び保管

6 院内地域 旧簡易水道施設 運転操作業務

- (1) 院内支所より毎日報告される水質検査結果を踏まえ、薬品補充時に塩素濃度等の確認
- (2) 月 2 回実施する薬品補充時の現場確認及び操作
- (3) 水道施設の整備に伴う運転操作の変更など
- (4) 上記に関する記録、報告及び保管

#### 7 院内地域 旧簡易水道施設 薬品調達および管理

- (1) 薬品（次亜、PAC）の補充

#### 第 23 条 削除

（業務形態）

第 24 条 委託業務の業務形態は、次のとおりとする。

- (1) 本仕様書第 4 章、第 34 条に記す運転監視形態を基本とする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日（「祝日法による休日」を除く。以下「年末年始の休日」という。）について前号の業務を実施する。

（簡易な補修など）

第 25 条 受注者は各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めること。

- 2 受注者は、日常点検又は巡視点検、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、現場で容易に補修可能な軽微なものについては補修し、作業終了後に写真等を添付し報告すること。
- 3 設備の簡易な補修、調整に必要な点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機具（特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く）については受注者負担とする。

（業務対象外）

第 26 条 一般仕様書・特記仕様書に記載なき事項とする。ただし、一般仕様書・特記仕様書に記載なき事項であっても、業務履行上で必要なものについては、事前協議の上で、これを実施するものとする。

（報 告）

第 27 条 業務履行に関する報告は、第 9 条（7）で定める各種報告書様式に従い報告するものとする。

（運転業務要領）

第 28 条 受注者は、業務の履行に当たっては、第 4 章に定める「運転業務要領」によるものとする。

### 第3章 業務書類等

(業務書類等)

第29条 受注者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後、業務履行開始前までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 総括責任者及び副総括責任者選任届
- (3) 業務履行計画書
- (4) その他必要なもの

3 月間業務実施計画書一式(当月分を前月末日までに提出)

4 月間業務完了報告書一式(当月分を翌月5日までに提出)

5 業務報告書(当該業務実施毎)

6 契約期間完了の最終月31日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 契約業務完了届
- (2) 契約期間完了の最終月以前までの業務実績報告書
- (3) その他必要なもの

(業務検査)

第30条 受注者は、月間及び契約業務を完了したときは、特記仕様書第8条に定める方法により発注者の業務検査を受けなければならない。



## 第4章 運転業務要領

(業務履行計画)

第31条 浄水場等に係る水道施設の運転業務は、業務履行計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。業務履行計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとする。

- (1) 運転・管理計画
- (2) 保守点検計画
- (3) 水質検査計画
- (4) 緊急対応マニュアル
- (5) 人員配置計画

2 業務履行計画は、提示資料及び設備機器の整備状況を十分把握し、最適な運転・管理が行われるよう立案しなければならない。

3 業務履行計画は、調査職員の承諾を受けるものとする。

4 業務履行計画を変更する必要がある場合は、調査職員と協議しなければならない。

(月間業務実施計画等)

第32条 削除(特記仕様書第6条に定めるものとする。)

(運転業務)

第33条 受注者は、第29条第2項(3)で定める受注者が作成した業務履行計画に従い実施を行い、取水及び導水により浄水場等に流入した原水を、適切に浄水処理するため、次の各号により浄水処理を行うこと。また、緊急時においても第31条第1項(4)で定める緊急対応マニュアルに基づき適切に対処すること。

- (1) 業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたること。
- (2) 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けること。
- (3) 運転業務に従事する者(以下「運転職員」という。)は、制御、監視機器等の指令による浄水処理が正常に作動していることを、直接及び監視盤等により常に確認できる体制にななければならない。
- (4) 運転職員は、収集したデータをもとに、必要に応じて制御、監視機器等に制御情報を入力するか、又は手動にて運転すること。
- (5) 運転業務に伴う支給品の残量記録作業を行うこと。
- (6) 受注者は、施設の運転状況等について第9条第1項(7)で定める各種報告書様式に従い記録し、報告すること。

2 業務履行上で、発注者の内部又は発注者と大分県及び河川管理者等の調整を要する場合は、発注者がこれを行う。

(運転監視の形態)

第34条 運転監視の形態は、次に掲げる形態とする。

- (1) 年間を通じて24時間連続とする。

(2) 運転監視は、受注者において特記仕様書第11条に定めるとおり、運転職員を配置して行うこと。

(日常点検等)

第35条 浄水場等の日常点検又は巡視点検は、運転状況及び設備状況に応じて、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

2 日常点検又は巡視点検内容は、第31条第2項の規定に基づき立案された保守点検計画に従い、点検リストを作成するものとする。

3 日常点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

4 日常点検又は巡視点検の結果は第9条第1項(7)で定める各種報告書様式に従い記録し、発注者に報告すること。なお、日常点検又は巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

(メーカー点検等)

第36条 山本浄水場に設置されている膜ろ過装置並びにポンプ、空気圧縮機等について点検を行うこと。

2 定期点検内容は、第31条第2項の規定に基づき立案された保守点検計画に従い、点検リストを作成するものとする。

(月例点検等)

第37条 旧簡易水道施設等の月例点検及び計装機器の精密点検は、機械設備・計装設備・電気設備・躯体設備の事故予防及び設備保全を図るため、点検、整備及び試験等の点検業務を行うものとする。

2 月例点検及び精密点検内容は、第31条第2項の規定に基づき立案された保守点検計画に従い、点検リストを作成するものとする。

(就業の制限)

第38条 労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転にあたっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

(業務引継ぎ)

第39条 運転職員の交代時には、浄水場等の運転状況、水質状況及び故障等の状況その他運転に必要な情報を引き継ぎ、常に良好な運転状態を確保すること。

(水質検査業務)

第40条 浄水処理及び浄水の水質が正常であること、並びに水質自動計器が正常に作動していることを確認するために水質検査を行うものとする。

2 水質検査の項目等については、発注者と受注者が別途協議して定める。

3 水質計器盤及び計測機器の点検、試薬の補充交換・校正等の作業を行い、水質検査計器類が、常に正確な値を表示するようにすること。

4 水質検査等の結果は第9条第1項(7)で定める各種報告書様式に従い記録し、発注者に報告すること。

(膜ろ過装置薬品洗浄業務)

第41条 第21条第5項「膜ろ過装置の薬品洗浄業務」に従事する運転職員は、膜ろ過装置の

薬品洗浄に関する知識・能力をもって実施すること。また、運転職員の中から作業責任者を定め従事する運転職員を管理及び監督すること。

2 薬品洗浄の実施は年に1回以上行うものとする。受注者は、膜差圧 100kpa を目安に運転に支障のないように薬品洗浄計画を立案し、その計画を基に発注者・受注者双方協議のうえ、発注者の指示により実施するものとする。

3 薬品洗浄は系統毎に行うものとする。使用薬品は、硫酸、次亜塩素酸ナトリウム（12%）亜硫酸ナトリウム、水酸化ナトリウムとする。

4 硫酸、次亜塩素酸ナトリウムによる薬品洗浄を行い、薬品洗浄前後における膜ろ過性能を確認する。性能が回復しない場合は受注者側の負担で性能が回復するまで薬品洗浄を行うこと。性能回復の判断は膜差圧を用いて 10kpa 以下を基準とする。

5 本業務で使用した薬品廃液（酸洗浄水、次亜洗浄水）は産業廃棄物処分すること。産業廃棄物処分のマニフェスト各票の写しを発注者へ提出すること。

6 運転職員は、保守点検等のデータから得られる膜の状態を考慮した運転方法及び膜ろ過装置薬品洗浄計画を立案し、業務実施計画へ反映させること。

7 膜の健全性を確認するため、装置単位で圧力効果試験（PDT）を実施する。

（薬品調達管理）

第42条 運転業務及び膜ろ過装置薬品洗浄業務に伴う薬品等について、受注者は次の業務に努めること。

ア 薬品等の注入量の監視及び制御

イ 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録及び制御

ウ 薬品業者等からの薬品調達

エ 薬品等の取扱い及び受け入れ立合い

2 膜ろ過に適した薬品を使用し水質・水量を確保し、安心・安全な運用を行うこと。

3 薬品の基準規格及び基準数量等は特記仕様書別紙—5に記載する。

4 薬品の規格については発注者の承諾があれば変更可能とする。

5 要求処理水質（特記仕様書別紙—4参照）を逸脱しない限り、数量に変更があっても契約金額の変更は行わないものとする。

（薬品の補充業務）

第43条 旧簡易水道施設等において、第22条に基づき薬品の残量確認を行い、適度に補充作業を行うこと。各施設で希釈倍率が異なるので、発注者の指示に従い希釈し補充する。

（保守点検業務）

第44条 保守点検業務は、第31条第1項（2）で定める受注者が作成した保守点検計画に従い実施するものとする。また、これらの作業は次の図書を参考にすること。

「水道用設備保守点検委託仕様書マニュアル」（1998）日本水道協会

「水道維持管理指針」（2016）日本水道協会

「水道機械電気技術者のための実務マニュアル・ノウハウ集」（2007）日本水道協会

2 保守点検の結果は第9条第1項（7）で定める各種報告書様式に従い記録し、発注者に報告すること。

3 保守点検業務は第21条に定める日常点検、巡視点検、その他の結果は WBC 機

器台帳システム（メタウォーター製）を用いてクラウド上に保管しなければならない。これらの結果は第11条2項に従い、提出を求められた場合は速やかに提出しなければならない。また、第21条に定める日常点検、巡視点検、その他点検の結果入力には **Smart Field Note**（WBC 機器台帳システム関連コンテンツ）を用いて現場にて行うものとする。

なお、これらシステムについては、同等以上の機能を有するシステムによって代替することができる。ただし代替する場合であっても、仕様書において定められた施設に関する設置・保守・運用その他の一切の費用は、提案金額のなかに含めるものとし、別途請求することは出来ない。（システムを適用する施設を追加する場合は、追加分のみ協議検討を行うことができる。）

（異常時の措置）

第45条 運転監視、日常又は巡視点検、保守点検、水質検査において、異常を発見した場合は、次の各号により措置するものとする。

- （1）現場出動が必要とする異常時にあたって受注者は、必要人員を30分以内に召集し、その初期対応に努めること。
- （2）その異常が、現場で簡易な措置により復旧可能な場合は、速やかに措置を実施し、作業終了後に発注者に報告すること。
- （3）その異常が浄水場等の機能及び供給水などに重大な支障を及ぼすような場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示に従って対処すること。

（災害時）

第46条 受注者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

## 第5章 その他

(委託期間の延長)

第47条 本契約の期間を宇佐市水道事業宇佐市長が必要と認めた場合は、1年を限度として1ヶ月単位で更新することができる。

(経費の負担)

第48条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、特記仕様書第10条に定めるものとする。

(業務委託の引継ぎ)

第49条 受注者は、業務の連続的な遂行に支障をきたさないよう、前年度の受注者より十分引継ぎを行うこと。引継ぎは、受注者が責任と負担をもって前年度の受注者で行うこと。

2 同様に受注者は、業務終了後、次の受注者に対し業務に支障をきたさないよう誠意をもって委託業務の引継ぎを行うこと。

3 受注者は、業務履行開始より、支障なく運転管理が始められるように、契約締結後、速やかに引継ぎの期間を設けること。

4 受注者は、浄水場等の最適な運転管理方法及び、水質異常事態の発生や、その他の異常事態が発生した場合において、的確な緊急対応が、出来るよう浄水場等及び周辺の状況を把握すること。

5 受注者は、この期間に収集したデータを基に最適な業務実施計画を作成し、業務開始に支障が起こらないようにしなければならない。

6 この期間には、業務遂行に従事する運転職員を配置すること。

7 この期間に掛かる費用は、受注者の負担とする。

(業務完了の引渡し)

第50条 業務完了時は引続き良好な運転状態を継続できるようにして引渡さなければならない。

2 業務遂行時と同様に最適な運転・管理が引続き行えるよう業務完了前の適切な時期に、施設の運転マニュアルを編集して提出及び指導すること。

3 全ての対象施設の現状が把握できるよう施設、設備機器類の機能能力表を作成して提出すること。

4 引き続き良好な水質を維持するため必要とする水質管理データを提出すること。

5 業務遂行時に貸出した全ての完成図書、その他資料類を返却すること。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第51条 発注者又は受注者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額(委託金額から当該請求時までの委託金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残委託金額の1000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基

づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な薬剤の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、委託金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(雑則)

第52条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に係る資料の提出を、発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(賠償責任)

第53条 契約期間中に生じた維持及び管理上の不備、誤操作等による機器等の破損、故障等は受注者の負担において速やかに補修、改善、または取替え及び解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受注者以外の者による維持管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りでない。

(疑義)

第54条 一般仕様書及び特記仕様書に疑義を生じた場合や定めのない事項が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。